

平成28年6月 第2回佐々町議会定例会 会議録（3日目）

1. 招集年月日 平成28年6月14日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 平成28年6月16日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	福田喜義君	2	阿部豊君	3	寺崎俊男君
4	永安文男君	5	橋本義雄君	6	平田康範君
7	須藤敏規君	8	淡田邦夫君	9	仲村吉博君
10	西日出海君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副 町 長	大瀬忠昭君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事 兼企画財政課長	浦田純一君	総務課長	川内野勉君	住民福祉課長	内田明文君
保険環境課長	川崎順二君	建設課長	松本孝雄君	水道課長	山本勝憲君
産業経済課長 兼農業委員会事務局長	今道晋次君	教育次長	水本淳一君	会計管理者	谷添正人君
税務課長補佐	下條秀康君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	中村義治君	議会事務局書記	松本典子君

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第37号 訴訟上の和解に関する件
- 日程第3 議案第38号 道路認定変更に関する件
- 日程第4 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 日程第5 議案第40号 平成28年度 佐々町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第41号 平成28年度 佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 選挙第1号 佐々町選挙管理委員会委員（4名）の選挙について

- 日程第8 選挙第2号 佐々町選挙管理委員会委員補充員（4名）の選挙について
日程第9 発議第1号 議員の派遣について
追加日程第1 発議第2号 議員の派遣について
日程第10 閉会中の所管事務調査
閉会

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議 長（西 日出海 君）

おはようございます。昨日に続きまして議案を審議いたします。
本日は、平成28年6月第2回佐々町議会定例会の3日目です。
本日の出席議員は、全員出席です。
これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（西 日出海 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、2番、阿部豊君、3番、寺崎俊男君を指名します。
それでは、昨日に引き続き議案の上程を行います。
質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第2 議案第37号 訴訟上の和解に関する件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第2、議案第37号 訴訟上の和解に関する件を議題とします。
昨日に引き続き質疑を行います。
2番。

2 番（阿部 豊 君）

私が申し上げたいのは、相手方とのうんぬんということではなく、通常私の認識であれば、公有財産の改造等のうんぬんという部分についての所定の事務手続という部分のところで、公有財産の使用の申請及び許可という部分が通常あるべきだというふうな文書が、あるべき文書がないと。申請許可に当たるですね。

承諾書は、これは別途の要件に用いる文書であって、通常の公共機関が財産を取り扱うときの所定の申請と許可の文書があるべきではないかという点で申し上げている次第でございます。そのあるべき文書がないということの是非を問題視として指摘をしている点でございます。その所定の財産の取り扱いの公文書がないというのは、いささか問題ではないかということで御指摘をさせていただいている次第です。

そのところの判断が、その事務手続の取り扱いがおかしいのではないかと、怠っていたのではないかという点を指摘させていただいているわけでございまして、そのところの問題を

どのように考えられているかということをお返事をいただければと思います。

議 長（西 日出海 君）
副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

2 番議員の御質問でございますけれども、通常の場合、公有財産の取り扱いについては文書をもって契約なりを行うわけでございます。本件の場合、裁判官の中にも、御指摘がありますように、失敗したときのことを考えていないということでございます。

このことは文書をもってすることが最善の策ではなかったかと、そのことについてはそのように感じております。これは口頭でやっておりますので、文書をもってすべきではなかったかということで考えております。

議 長（西 日出海 君）

よかですよ。きょうは、質疑に関しまして、質疑は原則 3 回という形がありますが、執行の答弁の食い違いというものについて質疑があれば、議長裁量によってお受けいたします。どうぞ。2 番。

2 番（阿部 豊 君）

通常の事務手続がなされていなかったことは問題であるというふうな御回答をいただいたというふうに私自身確認をしているんですけども、こういったことが積み重なった部分のところで結局支出に至るのかなというのを感じるわけですので、今後の対応をその点の点についてはどのようにお考えなのか、教えていただきたいと、伺いたいと。

議 長（西 日出海 君）
副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

今後の対応ということでございますけれども、一応この和解が正式に成立いたしましてから、今後の対応については弁護士と協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

議 長（西 日出海 君）
2 番。

2 番（阿部 豊 君）

結局、その内部の部分についての問題については、その点についての、これは訴状に上がっておりますから、弁護士から裁判官からいらっしゃいます。今後の対応も適正に問題があるところを是正して、今後に生かしていただくように、今後こういうことがあってはならないという点を感じておりますので、その点で指摘させていただいて終わりたいと思います。

議 長（西 日出海 君）
ほかはありませんか。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

少し件数が多くなりますけれども御容赦いただきたいというふうに思います。議案第 37 号の

資料で「訴訟上の和解に関する件」ということで説明書が出ております。

裁判官の主な意見、町弁護人の意見というところであるわけなんです、裁判官の主な意見はさることながら、町の弁護人が「最終的に関係を断ち切るために和解に応じることは意味がある」というふうに言われたわけなんです。

その前が「判決だけでは相手方との関係を完全に断ち切ることは困難」というふうに判断しておられるわけですが、なぜ判決ではだめなのか、和解に応じることは町にとって意味があるということは利益があるということだと思いますが、なぜこういう判断をなさったのかということについて説明を受けられていると思いますから、そのことについて答弁をいただきたい。

それから、裁判官の主な意見を見て、私の判断も入りますけれども、「失敗したときのことは考えていない」、2 番目「契約が問題だったのではないか」、非常に遠慮した言い方だと思います。契約がきちり締結されていれば、この掘削が成功しなかった場合の後処理についてのことについても甲乙、だから今の場合原告・被告との間での協議をどうするかということ条項として入っているはずだし、埋め戻しについてもどうこうするという条項を言えるはずなんです、契約の場合は。

それが契約がないためにこういう問題が立ち至っているということを指摘しておられると思いますけれども、裁判官の認識は、相手方も法人、そして片一方は町ということであれば、双方ともあらゆる法律行為については文書を交わして、そして初めて次の行為を行っていくというのが手続上当然のことではないかという判断が裁判官にはあるんだろうと思います。

非常にこの意見としては遠慮した意見というふうには私は思うんですが、そういった点では双方ともに重大な瑕疵があるということの認識は、裁判官はお持ちだと思います。

そして、本来ならば文書も何もない、照明する契約が成り立っているという証拠は何もないんです。確かに口頭でも契約は成立し得るんですが、ここには証拠がひとつもないということから、双方の口頭弁論なり主張なりで判断せざるを得ないというところがあるかと思います。

そういったことからいけば、裁判官の判断については、私はそのように読み取ったんですが、そのことについて町の認識はどのようにあるのか、これが 2 点目です。

それから、準備書面、第 7 回弁論手続調書ということで、双方ともこれは弁護士のようですが、原告代理人、指定代理人が、職員が立っているわけなんです、この案件について当初から今日に至るまで全ての経緯について御承知なのは、町長本人だと思います。

わざわざ代理人を指定しなくても、私が全ての契約を承知しておりますということで、町長が当事者として出頭されるべきではなかったのかというふうに思いますが、なぜ一部始終を承知の町長がここに出頭をしないという判断をなさったのか、3 点目にお尋ねいたします。

それから、和解の条項を見ますと、双方ともに痛み分けというよりも、それぞれが目的を達成しないということです。9 項を見ますと、原告と被告とは、被告が本件土地に係る原状回復義務を負わないということは、町の負けです。町は埋め戻しを要求したわけですから、裁判上は。

そして、一方で被告のほうは 5,080 万円、これだけ金がかかっているんで、これを請求しているようにありますけれども、1 割の 500 万に抑えて我慢せろというような話で、両方とも当初の目的を達成していない。少なくとも町の場合には全面的に、和解であるけど、中身は敗北です。

ですから、そのことについて和解条項として、和解するに適する条項案になっているのかということがひとつは問題点として指摘されるんだろうと思います。

それから、原状回復義務がないということは、町の資金で埋め戻しをしないといけないということです。そうするとどれだけのお金がかかるのか試算されたのでしょうか、その金額についてお尋ねいたします。

それから、私がこの 9 項についてこの裁判は負けだというふうに判断しましたが、そのこと

について町はどのようにお考えなのか、4 点目お尋ねします。

それから、和解の期日について、何か27日とかいうようなことも何かの拍子に私の耳に入ったんですが、正確かどうかわかりませんので、和解の期日が何日なのかということをお尋ねしたいと思います。

裁判上のこの期日というのは、当日、双方が合意してから期日が決まっていくというふうに私は認識しているんですが、例えば片一方、原告、あるいは被告が双方それぞれの事情で和解期日が、その期日ではとても和解には例えば乗れないと、あるいはまだ判断できかねるということで、期日の延期ということができるといふふうに私は認識しているんですが、それができるのかできないのか、これは5つ目になろうかと思いますが、お尋ねいたします。

ですから、以上、契約うんぬんのことについては以上5つなんですけれども、資料の別添の3で町有地明け渡し訴訟ということで、そもそもの始まりがこれではわかりません。被告が、前町長が来てくれと言ったから行ったんだというようなことで書いてある。それが本当に真実なのかどうかということについては、この経緯とか、主な主張の中では明確でなされていないので、本当はどうだったのかということでもあります。

それから、この経過の中で総務厚生委員会とかいろいろ書いてありますが、これ以外にも委員会を開いたとか、あるいは審議の状況の様子なんかもあると思います。例えば、平成20年の2月の13日の後に、2月20日に総務委員会があります。

さらには平成20年の4月の後、5月の13日についてもたしか、その総務厚生委員会だったと思いますが、あっておりますし、その後は、これは私の一般質問と関係もあるんですが、平成24年の10月5日、決算審査、20年の12月29日、定例会の一般質問でこれに関しての質問もしております。ほかにもあったかと思いますが、膨大ですので拾い切っておりません。

このときの定例会のとき、あるいは決算のときに町に質問をしたときに、掘削を100メートルするのに1,000万かかると、ですから1,000メートル掘れば1億の金がかかるんじゃないかというふうに指摘したところが、当時の副町長は「いや、そこまではいきません」と、「半分以下でしょう」というような答弁がいただいているんですが、このときは既に金額については、町は把握していたのではないかということでもあります。

正確に議会側に答弁がなさっていないというようなこともあるわけですので、議会側として、この経緯について正確な判断がしてきたんだろうかと、できたのだろうかということも疑問としてあるわけなんです。そのことについて、その当時は、既に執行部としては、被告人側が5,080万、5,000万以上について主張をするということについては、既に把握しておられたんじゃないかというふうに私は記録を見て思うんですが、そのことについて答弁をいただきたい。

ですから、この資料別添3については、最後に申し上げたところで、私は、質問をしたときに答弁が1億もかかるんじゃないかというふうにお尋ねしたときに、「いや、そこまではいきませんよ」と、半分程度だというみたいなことを言っておられたので、既に把握しておられたんじゃないかと、なぜ正確な金額なりが答弁できなかったのか、されなかったのかということについてお尋ねいたします。

これは記憶に基づいてしておりますので、御不審なことがありましたら、このときの定例会の12月29日の、日にちが、私の記憶が間違っていたかな。ちょっと待ってください。

12月19日です。12月19日の記録を見ていただければ、やりとりがありますので、確認をしてください。その上で答弁をしていただいても結構です。

以上、合計で6つか7つあるかと思いますが、答弁をお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

執行に申し上げます。

今の質疑については真摯に答えて、かみ合うような答弁をお願いしたいと思います。では、

どうぞ。どなたからいきますか。副町長。

副町長（大瀬 忠昭 君）

質問が多かったので、的確に行えるかどうかわかりませんが、まず 1 番目です。なぜ和解ではなく、判決ではだめなのかという御質問でございます。

これにつきましては、弁護士さんのお話にもありましたように、判決では祐徳温泉との関係を完全に断ち切ることが困難ではないかということでございます。本町は埋め戻して返してくれということでございますので、それだけでは祐徳温泉の権利といいますか、そういったものを完全に断ち切ることが困難ではないかということで、今回この和解に応じたらどうかということで判断をいたしたところでございます。

それから、2 番目の契約がないと、文書で交わすべきではないかということでございます。このことにつきましては、裁判官が指摘されておりましたように、先ほど答弁いたしましたように、失敗したときのことを考えていないと、万が一のことを考えて文書での取り交わし、契約をしておけばこういうことにならなかったということについては、現実にそのとおりだと思っただけ反省をいたしております。（仲村議員「3 番はいいです。」）

それから、一つ飛ばしまして 4 番目の埋め戻し要求を行っていたのに、この和解条項の 9 番目に「被告が本件土地に係る原状回復義務を負わないことを確認する」ということでございます。確かに本町が求めていた原状回復には、これはそぐわないことにはなっております。しかしながら、このことだけで今回の裁判の内容が敗訴というふうには認識をいたしておりません。

それから、埋め戻しについて費用を積算されたのかということでございますけれども、現段階で費用の積算は行っておりません。ただ、埋め戻しをするには相当のお金は必要ではないかというふうにご検討しております。

それから、和解の期日はいつかということでございます。現在の予定では、この和解の成立といいますか、次回が 6 月 27 日に裁判が行われます。このときに双方合意できれば和解が成立するという予定で現在予定をされておるところでございます。（私語あり）そうですね、わかりました。

議長（西 日出海 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

もう一つ、指定代理人で一部始終を私が知っていたはずですから、そういうことになぜならなかったのかということでございます。

当時、私は多分総務理事をしていたと思っております。私もそういう中身というのがものすごく、職員でそこで、総務理事でおったわけでございますけど、そういう一部始終というのは、私はそういう中身はよくわかりませんでした。

多分、私は上司だったので、決裁はちゃんと押していると思っておりますけど、そういう中での話であって、中身というのが詳しくなかったもので、現在の担当であります企画課のほうで指定代理人ということでお願いをしたということでございます。

それから、もう一つ、先ほどお話がありました 5,000 万円というのを認識していたのかというのは、それは私のほうでもわからなかったと。それは認識はしていなかったと思っておりますので、よろしくご説明申し上げます。

議長（西 日出海 君）

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

最初の発端というのは、ここに私は一番先に書いてあります7月の9日にサンビレッジでの温泉事業の説明、祐徳温泉が来町されたということだけしか、私はそこが本当ではないかと。その前にどうなったのかというのは、私は記憶はしておりません。この7月9日に文書に残っています、サンビレッジに祐徳温泉さんが来町されたということが始めではないかと思っております。

議 長 (西 日出海 君)

9 番。

9 番 (仲村 吉博 君)

すれ違いがあって困っておるんですが、まず、和解期日の6月27日というのは、合意ができればということなので、必ずしも6月27日に合意しなければならないということはないんですよ。

当事者双方それぞれの事情があるわけですから、内容うんぬんもあるけれども、内部の合意うんぬんについて、いささか時間が欲しいですというような理由であって、次回期日を決めてくださいということでは、裁判所には請求はできるんだろうと思いますが、それは無理なんでしょうか。

そんなには裁判はがちがちじゃないわけです。当事者双方の都合が最優先されていくわけですから、しかもこれは和解ですので、裁判官がバンと判断するという問題じゃないですから、当事者双方の事情によっては和解期日が2回目、3回目入っても、それは別に問題はないんだろうというふうに思いますが、そのことについてお尋ねをいま一度しておきます。

それから、裁判官がこういうふうなやわらかい指摘をされているので、認識をきっちりしておられないんじゃないかというふうに心配しているんですが、本当どうあつての今なのか、相手側も事業者です。

だから、相手方事業者というのは、事業をする上では成功をさせるということだけじゃなくて、赤字を出してはならないというような基本があるわけですから、失敗したときのことについては当然契約が欲しいはずで、相手側の事情だけでも。

それから、町にとってみても大事な町有財産ですから、このことについても将来禍根を残すような形状の変更は行ってはならないだろうと思いますので、その点では契約は絶対必要であったというふうに、これは認識をしておられたのかどうなのか、いま一度、今の判断でそうかどうかということですが、なぜしなかったのかということについては十分に御検討をいただきたいと思います。

このことについては、ことあるごとに私は指摘してまいりました。「契約をしないといけないういことについてはしてきたところですが、それが結果でこういう形になっているわけなんです、そのことについて当時なぜしなかったのか、だから、当事者双方が契約を交わさないことによるメリットがあったんじゃないかというふうに私は認識しているんです。

当事者双方に契約を交わさないことによるメリットがあったんじゃないか。瑕疵ある行為というよりも、メリットがあったからこれを選択したんじゃないか。土地使用承諾書、これは契約でも何でもないので。だから、そういったところで、このことについては改めてメリットがあったんじゃないかということでお尋ねいたします。

それから、原告の弁護人の件についてわかりかねるんですが、なぜ判決では関係を完全に断ち切ることはできないというふうに判断し、困難ですよというふうに弁護人はおっしゃったのか、ちよつとわかりかねるので、そしたら判決に、和解が関係を断ち切るということから言え

ば、こちらも非常に有益だということの根拠を示さないといけないだろうと思いますが、理由も、それから、そういったことについてもお示しになりませんでしたので、再度お尋ねします。

それから、代理人の件なんです、つぶさには町長は知らないということですけども、それではなおさら今指定されているこの職員は余計に知らないんでしょ。

書類を見ながら、あるいはそれによって、今日でいえば町長の指示によって主張してこれたと思いますが、その点では大変な役割をさせられているわけですから、そういった意味からいったらつぶさにはなくても、当時から今日に至るまで経過については少なくとも承知しておられる町長が裁判所に出向かれるというのがことの筋ではなかろうかというふうに思います。

それで、9 のところで原状回復義務を負わないことは敗北ではないというふうにおっしゃいましたが、これは少なくとも私との判断の違いですから、敗北と認めなさいと言うつもりはありません。そうであるならば500万円のお金を払う必要はありませんよね。町の主張が通っているなら。

これは1項と9項とは矛盾するのではないのでしょうか。敗北ではないと、判決をもらえば負けるということがわかっているんで和解に乗ったと、そのためには500万支払わないと和解ができないということでこういう条項になったんじゃないかというふうに思います。敗北でないというふうなことをお考えならば、500万円の支払い義務は発生しないと思いますが、いかがでしょうか。

それから、先ほどの、こういうふうに委員会が、経過が書いてありますが、全ての議会との関係についての会議等についての記録が上がっていません。つぶさに経緯を拾われたのかどうなのかということについてはいささか疑問でありますので、これはいま一度検討をなさることが必要ではないかというふうに思います。

それから、先ほどの期日の問題で1,000万円ぬんということでもありますけれども、そういうふうにおっしゃるんなら言わざるを得ませんけれども、決算審査5日目、10月5日、20年の。その12ページとして、掘削に8,000万から1億円とか1,000メートルの場合というお話ですけども、私たちがつかんでいる情報といいますか、情報をつかんでいるというんですよ。

「そこまでは届いておりません」と、認識しておられるわけでしょう。「もっと下の数字です」、「ただそれは本論ではありませんので」うんぬんということですが、私は認識しておられたと思う。誰が言ったかというのは、言っていないですか。

私はこの質疑の中で相手の方の名前も言っておられませんし、ここで誰が言ったとも言っておられません。個別のどうのこうのの人を僕は責任を言うつもりありません。なぜこういう過ちを犯してきたのかということをはっきりするために申し上げているわけですから、誰が言った、どこの場でも言いません。

ですけど、このときの町幹部は、このとおり明確に言っています。数字を知っていなければ「もっと下の数字」というふうなことは答弁としてないんじゃないでしょうか。

だから、正確には答弁なさっておられないんです。仲村の質問については答弁する必要はないとでも言うんでしょうか。怒りますよ、僕は。

だから、先ほど1問目に言いましたように、十分根拠を私はお示しますから、調べてくださいと申し上げたんです。

私は、会議録、あるいは委員会とか本会議とか、あるいは全協とかのあるはずの会議のときに主張したことしか、私は今申し上げておりません。それと、あなた方が示されたこの資料でしか申し上げておりません。いたらんことはつけ加えておりませんから、真摯に答えてください。

だから、全てについて再質問します。

副町長。

副町長 (大瀬 忠昭 君)

まず、第 1 点目の和解をもっと延ばせるんじゃないかという御質問でございますけれども、この和解の中に一応お金の納付期限が 6 月末ということであってあります。それで、この和解の期日を延ばせるかどうかについては不明でございます。

それから、2 点目の契約しなかった理由は、双方に何かメリットがあったのではないかというような御質問でございます。私の知る限り本町に契約をしないでのメリットはなかったものと考えております。内容につきましては、よくわかりません。

それから、3 点目の弁護士さんの意見の中で「完全に断ち切ることが困難」というふうな表現がございますけれども、これにつきましては、町のこの訴えの請求が、埋め戻しをして原状に回復して土地の返還の請求を行っておりますので、ここで言う相手方の権利といいますが、そういったものの断ち切ることで訴状を行っておりませんので、そういった権利が残るのではないかということでの弁護士さんのこの表現だと思っております。

それから、500 万を支払うことについて、町が敗訴をしているんじゃないかということでございますけれども、本町、それから相手方もですけども、町が完全に敗訴ということでの 500 万円の支払いではなく、また、相手方も敗訴、勝訴ということではなく、これは裁判官が判断されて双方の言い分をとられての金額の提示だというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長 (西 日出海 君)

町長。

町長 (古庄 剛 君)

指定代理人についてでございますけれど、私は一部始終ということは知っていなかったわけでございますけど、私は、今、裁判をしていただいている企画のほうから話を聞いて、その後の対処方法については、弁護士さんと 2 回ほど面会して、こういう、これをどうするか話し合ってきたつもりでございますけど、私が出席しなかったというのは大変申しわけないと思っておりますけど、そういうことで、打ち合わせというのは十分私はやっていたと思っております。

そういうことで、先ほど、これが敗訴といいますが、負けたのではないかというお話がありましたけど、町としましては、祐徳温泉さんとの関係を断ち切りまして、本件の土地の有効利用というのを早く図りたいという考えがあったものですから、今回和解に応じたということでございますので、その中でまだいろいろお話があったわけでございますけど、町としてはそういう早く和解をして解決させていただきたいということで、今回議案として上げさせていただいたということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長 (西 日出海 君)

9 番。

9 番 (仲村 吉博 君)

代理人のことについては、これは執行部内部の指揮命令系統の関係でしょうから、これ以上は申しませんけれども、私の判断としては町長が行くべきであったということだけは申し上げておきます。

それから、契約の問題について、町にはメリットがあったわけではないということと言われましたけれども、そうであるならば契約をしなかったのはなぜなのかという次の疑問が出てまいります。ですから、そのことについては、相手方はさることながら佐々町は契約をつくらないうことにメリットがあったわけではないにもかかわらず、契約をしなかったのはなぜなのかという疑問は残ります。

それから、相手との関係を断ち切るということ、だから、訴訟としては明け渡し請求だけなので、そしたら明け渡し請求が認められても、判決はそこどころしか判決しないので、相手との関係を完全に断ち切ることは難しいよという説明ですね。それはまた答弁で言ってください。

それで、「一定程度の支出を伴うとしても」って、これは500万のことだろうと思いますが、関係を断ち切るためにということは、内容的には権利義務うんぬんのこと、一切放棄するというので、主張、行使しないということで、第3項でそれはできますよということが弁護人の意見だということで、弁護士としては最大限、町の利益のために頑張りましたということが意見だろうというふうに思います。

そうすると、この判決うんぬんの問題でじゃなくて、やっぱり関係を断ち切るということで和解条項を決めたということであるならば、やはり当初の、これとこれと矛盾します、明け渡し請求が認められた場合でも、それと関係を断ち切るうんぬんとの関係で天秤にかけている。明け渡し請求は認められないけれども、この和解で。これ「一定の支出」というふうに書いてあります。これは間違いですよ。

原告の主張は認められないけれども、関係を断ち切るために和解に応じないといけないということ、中身は。一定の支出というのは。

9項で私たちが要求していることは全然、100%とれてないでしょ。そして、皆さん考えてくださいよ。500万支出する。それから、有効利用のために埋め戻し費用がどれだけかかるかわからない。そして、この裁判のためにかかった費用、どれだけかかっているかということについては試算をして、議会に和解をしたいという提案をなさるべきじゃないんですか。

ただ和解だけしたいということだけでは、ちょっと内部検討が十分ではないんじゃないでしょうか。金がたっぷりかかっているでしょうね。弁護士さんの費用が7回、8回と。ですけど、そのことについて、それから和解条項の9項について、敗北うんぬんじゃないというふうにおっしゃっておられるけれども、私はこのことについては、先ほど一番最初に、第1問目に質問しましたように、これは原告の主張は全く入れられなかった。

それでなおかつ500万というお金を払うことによって、相手側の一切の権利をこっちに譲り渡してもらったと、買い取ったということです。そうでしょ、読めば。

そういうふうじゃないでしょうか。だから一方的に町は全て負担を負わされた。金額が少ないからいいよという話じゃないでしょ。というふうに私は認識するんですが、町はこれでよろしいということから議案として出されたんでしょうけれども、それはこれから先の費用のことを考えれば大変な支出を伴うことになるんじゃないか。

私が最後にお尋ねしたいのは、和解期日については、当事者双方の、裁判所と相談して、内部の協議はまだ必要ですので、期日について相談したいということは可能であるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、そのことについては無理な相談でしょうかということです。

なぜ私が、これは27日に和解したらぐあいが悪いというふうに申し上げているのは、議会としても、議会の意思決定の経過については検証をしないとイケないと思います、議会としても。これは執行部の資料ですよ。

私たちに説明する資料であると同時に、相手側にも知らせる資料ですので、議会側としても私は、議長はどういうふうにお考えかわかりませんが、私は議会としても、議会の結論を出

してきた条項と、あるいは議員の主張等について検証をしないとイケないだろうというふうに思いますので、私は、少なくとも和解期日については延ばすべきだというふうに思います。

それで、添付された資料の 6 ページのところ、訴状、答弁書というふうにあります、原始的な資料、書証ですね、証拠書類を出しながらこの答弁書なりが向こうからも出てきたし、こっちからも出したんでしょうか。ただ答弁書で、いわゆるこういった形は当事者双方の手掌という形で整えられた文書なんでしょうか、それとも原始資料を添付されて。

いや、私が心配しているのは、相手側の方もこうした本会議での会議録なり、何なりは情報開示か何かでは請求できるはずですので、そういった会議録なんかを見た上でこの裁判に臨んだじゃないかということも想定されますので、そうすると、私たちが知らないことを相手は知っていたんじゃないかという感じもするものですから、この答弁書なり訴状なりが原始資料が添付されて、訴訟番号、甲何号、乙何号という形で出てきた書類なのかどうなのか、確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。答弁いただけますか。

議 長 (西 日出海 君)

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長 (浦田 純一 君)

今の御質問ですけれども、今回資料でつけております資料は、裁判所への提出資料ではございません。

ただ、別紙 1 の第 7 回弁論準備手続調書、この分につきましては裁判所のほうが作成した資料というふうになっております。

議 長 (西 日出海 君)

はい、まだ、さっきの答弁。副町長。

副 町 長 (大瀬 忠昭 君)

なぜ契約をしなかったのか、メリットがないのになぜなのかということでございますけれども、当時、失敗を想定していなくて、成功ありきでいったので、そういったことで契約をされていなかったというふうに思っております。この点は十分反省しなければと思っております。

それから、9 項の原状回復の件です。これは全て町にとって負けた和解ではないかということでございますけれども、先ほど申しましたように、双方の言い分をとって、これは裁判官が和解の勧告をなされたものというふうに思っております。

それから、和解期日を延ばすことにつきましては、先ほど言いましたように、今回の請求期日が 6 月末となっておりますので、今の時点ではできるかどうかは不明でございます。

以上でございます。

議 長 (西 日出海 君)

副町長、裁判官の主な意見の中で、「失敗したときを考えていない」というこの解釈が僕は意味がようわからんとやけど、それが理由というのがまた、何をもって失敗したときのことを考えていないというのと、なぜ契約しなかったのかということの結びつきがわからんとです。

副町長。

副 町 長 (大瀬 忠昭 君)

裁判官の意見の中で「失敗したときのことを考えていない」ということにつきましては、温泉施設の試掘といえますか、これについては確実に温泉が出るということで、温泉事業を開始

できるということを前提に、その失敗したときのことを考えていないということでの裁判官のこの意見とします。

それから、2点目の契約が問題だったのではないかとということでございますけれども、先ほど言いました失敗したときのことも絡みますけれども、やはり失敗したときのことを想定しての契約がすべきではなかったかということでの裁判官の意見とは思っております。

議 長（西 日出海 君）

ということは、契約すべきやったということよね。ですよ。
9番、どうぞ。

9 番（仲村 吉博 君）

先ほど質問して、理事がお答えになりましたけども、証拠書類が、いわゆる現物が出ているのかなと。

だから、正直言って、僕は裁判官は困ったと思うんです。判断する根拠は一切ないんです、両方とも。口頭で結局言ったって、その口頭で言ったことを書面にしただけですから。ですから、それは裁判官としては和解せざるを得なかったというふうに、指示せざるを得なかったというふうに私は判断する。

だから、裁判所の判断はわかるんです。けども、町としては、これは和解ということが適切な判断と言えるのかなというのがありますので、お聞きしてます。ですから、明確に答えていただきたいのは、書類が答弁書とか訴状とかいろいろ出てるけども、原始資料、書証が出てのやりとりなのかということについて確答をいただきたいというふうに思います。

それから、期日については、これはわからないということでしょうが、振り込みの期日は決められているからといって拘束されることはないと思います。和解条項の案ですから。条項の一つですから。

だから、この和解条項と言いながら振り込みの期日まで決めているということは、既に当事者双方、その場で、これでいいよということを確認した上での和解だということですよ。延期はできないということで議案としてお持ちになったということだというふうに判断するんですが、そのことについてお尋ねをしておきたいと思います。2点です。答弁をお願いします。

議 長（西 日出海 君）

副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

2点目の和解の期限の問題でございますけれども、和解案につきましては、おおむねですけども、双方でおおむね理解をして今回の議案の提出になったところでございます。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

今の副町長の答弁に補足して、今の和解の条項が、4月に裁判官から案として出されて、そこから原告と被告で検討をしていって、ある程度案になっているわけなんですけども、その6月末というのが、この和解をするに当たっては議会の議決が必要でございますので、本町の定例会の後ということでの和解期日、裁判の日と、あとそれを設定していただいたというのがございます。

そして、今回の条項で示されている部分で、これを延ばすということではできないというふうに思っております。また一からのやり直しになるのか、本当はこれは口頭弁論まで至らない弁論準備手続というところでの和解の提案でございますので、今後、いわゆる口頭弁論という形に入っていくのかどうかというのは、すみません、今度この議決を今回できなかった場合、今後どうなっていくかというのは私のほうでも想定できませんけれども、恐らく今の条項での和解というのはできなくなるということは想定できると思います。

それから、証拠書類につきましては、8月3日に訴状を提出したときには、土地の登記簿謄本でございますとか、本町から出しました平成20年5月14日付の土地使用承諾書の写しでございますとか、あとは仮に埋め戻しをする場合ということで、環境省が出された温泉井戸の埋め戻し方法とかというようなところを証拠書類としても出させていただきます。

向こう側からとしては、金額がかかったというふうな資料としまして、帳簿書類とかのコピーを出されて、5,000万以上かかっていますよみたいな、ということの説明はなされているところでございます。

以上です。

議 長 (西 日出海 君)

9 番議員、最後の質疑としてお願いをしたいと思います。

9 番 (仲村 吉博 君)

本来、それこそ相談は私どもには今回が初めてですので、これについてなんですが、原告も去ることながら被告の主張が、本当に今までの経緯の中でされていた主張に裏打ちされたような証拠が出ているのかどうかというのは、正直私は見たかったんです。

裁判所に出ているわけですから、それは誰が見たっていいようになっているはずですから、それについてはぜひ見たかったし、それから、原告が、町の側が出した書類等についても、どういう書類を出してこの準備手続にしてきたのかということについては、議会が正確に判断するためには必要な書類ではなかったかと思えます。

そういったことが出されてなくて、この和解案ということだけで判断してくれということについては、少なくとも議会の一議員として非常に遺憾であります。

以上で終わります。

議 長 (西 日出海 君)

その件につきましては、私のほうの間違いかもしれませんが、執行においても懇切丁寧にその資料等の請求をすべきだったろうというふうに思っております。

きょうは、昨日からの議案として上程しておりますので、議決等をしなければなりませんので、その辺は御了解をいただきたいと思えます。

ほか質疑をお願いいたします。7 番。

7 番 (須藤 敏規 君)

る経過を聞いております。最終的にこれしか終着はつかないということで和解のほうを提案されてきたと思いますが、これの訴訟に係る双方の主張、中身を読みますと、やはり平成19年ごろ、当時の首長が強い要請の結果、温浴施設を建設することとしたということがございますので、そこら辺の事情、経過を、この和解に当たりまして、当時担当者、前首長、内容について確認をされたのかどうか、そこら辺がお知らせできればお知らせしてください。

それからもう1点、やはりこの問題は、財務規則のある74条以下の契約という、まずこれが町の執行の上の幹部として、当然知っておかなければならないことが怠ったこと、これに尽き

ると私は判断しております。

そうするともう一つ、2年前、26年3月、私質問しました。将来このような金銭の支出が出てきた場合に、どなたがどういう対応を、責任をとるのか、お尋ねしたことがあります。当時、町長、前町長、副町長、私があります。私がありますとお互いがありました。そういうことで、この和解に関して、このお金はどこから出されるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）
副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

3点ほど今お尋ねがございました。まず第1点でございますけれども、当時の町長にこのことについて確認をなされたのかということでございます。私一人でございましたけれども、一応確認を行いました。当時の町長は、このことについては全て先方さんが行われたことであり、内容について全て先方さんに責任をとってもらわなければならないかというふうなことをお話をされました。

それから、2点目の契約のことでございますけれども、議員さん御指摘のとおり、やはりこの契約はしっかりすべきだというふうに反省をいたしております。

それから、3点目の26年の3月のことで、責任の所在といえますか、それから、この支出でございますけれども……そうですか。すみません。以上でございます。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

この責任の所在といえますか、このことにつきましては、やはり正式な和解後については判断する必要があるのではないかと思っておりますので、これについてはどうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
7番。

7 番（須藤 敏規 君）

契約については、反省しても、当時ほとんどの幹部の方、係長以上は、契約は当然すべきだと認識はなさっておるのをしなかった理由は、何かやはり、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、不都合があったのか、議会に提案しなくちゃいけないのか。

いろいろ、瑕疵担保責任、不履行の場合の問題、裁判になった場合の所管裁判所、その他重要事項とか、それぞれ大まかな条項が財務規則でも日常業務をする中で、それぞれ決めたとおりルールをつくって仕事をしてるわけですから、ルールの財務規則とか、いろいろ御存じだと思います。

釈迦に説法と言うたら失礼ですけども、そがなりますので。それをしなかったというのは、何かやはりあったのじゃないかと疑わざるを得ませんもんですから。今後、和解がなった後に対処するということでございますので、これ以上は質問いたしませんけども、先方がしたので先方にしてもらうというのがどうでしょうかね、それで通るのか。

そしたら、前途の首長以下の、そうやなくて、担当課長とか、なぜしなかったのか、お伺いなさったのかですね。そこら辺はお尋ねなったんですか。そこら辺の担当、所管課の課長さん

とかおられたと思うんですけど、それもお伺いしておきたいです。

議 長（西 日出海 君）
副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

当時なぜ契約をしなかったのかということにつきまして確認を行いました。当時、温泉が、お湯が出ると、成功間違いないということで、絶対間違いないということでの成功ありきのことで進んだということでした。

議 長（西 日出海 君）
7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

そしたら、日常業務の財務規則などは認識なかったということいいんですね。

議 長（西 日出海 君）
副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

当時の方が認識されていなかったかどうかはわかりませんが、このことは当然、先ほど言われましたように認識はなさっていたと思っております。

議 長（西 日出海 君）
7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

認識はされていたということで、契約はしてなかった。どういうふうに判断すればいいのか、今迷ったものですから。何かいろんな意図があったのかどうかと疑わざるを得ませんので、そこら辺の事情を聞いておられたなら、言われるのならお伝え願いたいと思います。

議 長（西 日出海 君）
副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

先ほど言いましたように、やはりこれは事業が成功するという前提で進んだということですので、それ以上特段意味があるということは聞いておりません。そういった認識も私いたしておりません。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）
7 番、いいですか。
ほか。8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

1 点だけお伺いいたします。7 ページの経緯というところに、2 月 13 日に温泉井戸試掘は担当委員会にて了承ということになっております。それから、土地使用承諾書を見ておきますと、掘削の場合、142.9 から 311.2 ということでもあります。

そしてまた、15 日のこの経緯を見ておきますと、温泉掘削許可申請ということになっておりますけれども、こここのところで、要は執行と言えればいいでしょうか。試掘とか掘削、どこまで判断しておられたのか。例えば、ここには掘削ということになっておりますので、例えば 15 日のそういう許可をする前に、次の日でも、14 日、16 日でも結構ですけども、なぜそこで、どこまで判断しておられたのかなということの思うもんですから、掘削と、その試掘の経緯、これは専門的なことかもわかりませんが、この時点でわかっておれば、そういうことの報告はできたんじゃないかなということの私思うもんですから、いかがなものかなと思います。昔のことですから。

議 長（西 日出海 君）
企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

御指摘の試掘、掘削の表現の方法ですけども、町としましては、本来試掘という形で整理をされていたというふうに思います。ただ、ここに書いてあります 5 月の 15 日の温泉掘削許可申請でございますとか、7 月 30 日の温泉掘削許可というのは、県へ申請する上でのそういう表記になっています。

温泉法上で申請行為が必要でございますけども、そのときには「試掘」という表現はございませんで、穴を掘るときには全て「掘削」という表現を県のほうは捉えておりますので、正式に県のほうに出す書類として掘削許可という形で出されたということでございます。我々町としては試掘という形で整理してきたというふうに認識しております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）
8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

要はそこら辺のところの専門的なことで、町としてはそういう試掘、掘削という区別ができなかったということになるわけでしょうか。

議 長（西 日出海 君）
企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

本町としては、あくまで試掘という形で整理をしてきました。ただ、県のほうの書類として「掘削」という表現が使われていますので、そこをこちらの判断で「試掘」という表現に変更することはできませんので、あくまで申請行為なもんですから、それで、この経緯のほうにはそのように書かせてもらいましたが、御指摘の部分につきましては、指摘ということで整理をしてきたということの認識しております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

いいですか。ほかはありませんか。この議案につきましては重要な議案ですので、各議員の意見等もいただきたいと思います。

5 番。

5 番（橋本 義雄 君）

今、それぞれの方が言われましたけども、私もこの温泉の掘削、試掘にはかかわっておりませんからわかりませんが、私の考えとして、私はその当時、19年ですか、何名の方かはここにおられると思いますが、議会は賛否をとって進めていくことでありまして、その当時は両方、一体となってやったんじゃないかと。そりゃあ賛否とりますから、反対の方もおられます。

しかし、その当時賛成したということで、執行のほうも掘り出したと。ですから両方とも責任はあるわけですから、今さら19年のことを掘り起こさんでも、お互いそういう流れで、そして今、その書類的なものも確かに交わしてないのは、もう今言っても遅いですから、お互いそういうことを考えて、私は今までかかわりはありませんでしたので、新たな気持ちで。この毎分37リッター出ると、そうしたときに1時間で2,220、これは前向きに考えれば何かに使われんじやろうかいと、そういう気がします。

そういうことで、私は今の条件で執行がいいと言うなら、そして、それを生かしていけるならそれでもいいと、そういうふうに思っております。それだけです。

議 長（西 日出海 君）

5 番議員、1 点だけ訂正方お願いしたいと思います。議会での議決をしたという行為がありませんので、あくまでも資料の中で総務委員会が試掘を了承したということであって、議会が了承したということではないので、その点だけ訂正方をお願いしたいと思います。

5 番（橋本 義雄 君）

それでは、それは訂正いたします。また、やはり、所管が一生懸命になってして、それを執行が実行したということでもありますので、私は何も言うことはないと思います。

議 長（西 日出海 君）

わかりました。

ほか。4 番。

4 番（永安 文男 君）

まず質問をさせていただきたいと思います。8 ページの別添資料の 3 の部分で、一番上の段に「平成21年の12月に祐徳温泉が事業を断念したことを報告」というふうにありますけども、この事業を断念したと見解が出されたときに、このような問題がどこまで協議されておったのか。

そして、断念ということになれば、この問題はこの時解決できていたんじゃないかなということも今、資料を見ながら思っているんですが。それからずっと経過がありまして、いろいろとこの提案公募型でいろんな温泉施設を模索されていますけれども、この経過の中から最終的に全部断念して、そしてどうこうしているところで、また祐徳温泉のいろんな資金のめどがつけば事業を再開するんだというようなことで、その辺の経過が、この温泉権の問題とか、これをどうするこうするというときの、このときの解決、相手との協議、この辺の整理はどうだったのかということをお尋ねして。

それから、今、それぞれの意見をと議長からのお話がありましたので、私の意見としては、いろいろこういうふうな、今までの中でも一般質問等でいろんな議員がいろんな質問をなされ

ておるのをずっと見てきておりまして、現実私も当時、あその土地をあのままの状態にしていくのは得策ではないというようなことで、議員になりましたときに、どういうふうになっているのかという質問もいたしました。

それで経過を説明していただいたんですけども、まだここ結論に至っていないという状況の中で、当時を思い返すと、私も一町民として、あその地元説明会のときに会場に行きまして、地元活性化のためにこういうことをがなされれば、本当にこの地元がよくなるというようなことで、気持ち的には高揚した記憶がございますので、この辺のことを踏まえて、これはいろんな問題があるかもしれませんが、こういうふうに、これで解決ができるのであれば、早く次の計画、いつも申し上げております総合的ないろんな町の計画を急ぎ行うことで、町の発展に前向きに突き進んでいただきたいというような考えを持っておりますので、それぞれの議員の意見をということでもございましたので、今の時点でここで質問をしながらこういうふうな私の考えを述べさせていただきます。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）

副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

平成21年の12月、祐徳温泉さんから断念の報告がされたということで、その後の経過ということでございます。この断念の報告を受けまして、ここ書いておりますように、平成22年につきましては、試掘したこの温泉、毎分37リッター、この温泉を利用して、ほかの事業者さんがこの温泉事業を行わないかということで、これの公募を町で行ったところでございます。

祐徳温泉さんもぜひそれに取り組んでいただきたいということでお話がありまして、町としてこの温泉の公募を行ったところでございます。当初かなりの、6、7社ぐらいのいろいろ問い合わせがあったと聞いております。そして、正式に、最終的には全て断念をなされたということでございます。

ここに書いておりますように、平成23年2月17日、委員会に全事業者さんが辞退をされたということで報告を行っております。その後、今度は、全て辞退をなされましたので、祐徳温泉さんのほうにこの試掘の跡の埋め戻しをして土地を町に返還をしてくれということでずっと交渉を行っております。

そして、この平成23年の9月の27日に祐徳温泉さんより、資金のめどがつけば自分としてはまたあそこで温泉を行いたいということでの申し出がっております。それならばということで、町といたしましては、しばらくお待ちしましょうということで、1年以上ここで待ったわけでございますけれども、それでも何もございませんでしたので、再度5月29日に文書をもって埋め戻しの請求を行ったところでございます。

その後、ずっと請求を行って、また25年の11月20日の日には弁護士さんのほうにも相談を行っております。また、先方からは埋め戻しには応じられないというふうな回答もっております。

そういったことで、26年7月1日に今度は正式に町村会の顧問弁護士のほうにこの明け渡しの請求の委任契約を行って進めて、現在に至ったというところでございます。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）

4 番。

4 番 (永安 文男 君)

今、ここの資料の 8 ページの経過をるる説明されて、これは書いてあることだからわかるんですが、私が聞いているのは、いろんな形で町は対応をするというようなことを検討されたということで理解しておったんですけども、この時点でこういうふうに、事業を断念だとか、ほかの事業に移るということに関して解決をここで急ぐという検討はされたのかどうかということをお尋ねしておきたかったもんですから。

それが相手があることだからできなかったということで理解して、できなかったからずっと今の経過があるということで、そのときのアクションといいますか、相手にしっかり解決する方法というのは何もされなかったのかどうか、それを 1 点確認だけさせていただきたいと思います。

解決できなかったら、こういうふうな経過になっているんだと言われればそれまでなんですが、その解決方法を今のように弁護士に依頼する前に、相手とのどのような交渉をしたりとか、その辺の中身をお尋ねしておったんですけども。

それで、事業の何らかの形でそういうふうな関与を相手はするつもりで時間をとって、そして資金のめどがつかいたらまた再開するというのか、完全に事業を断念したということになれば、それは完全にそこから離れているんじゃないかというふうに理解するんですけど、それはやっぱり自分ところで温泉の井戸を掘っているから、それは手放さないよという、その時からの考え方だったのか、そこ辺確認でお尋ねしたかったんですけど。

議 長 (西 日出海 君)

副町長。

副 町 長 (大瀬 忠昭 君)

正確な答弁ができなくてすみませんでした。

まず、ありますように、21年12月、向こうから断念の報告がございまして、その後、本町といたしましてもどうか掘削井戸を、試掘井戸を利用できないかと、やはり、この温泉事業につきまして、当時、住民の方からも切望されておりましたので、どうかこれを温泉事業としてすることができないかということで、先ほど申したような経過でございます。

当時、言いましたように、口頭ではございますが、そういった事業をしたいという複数の事業者さんも問い合わせもあっておりましたので、公募をかけて取り組んだというところでございます。

その後、先方さんの祐徳温泉さんにつきましては、幾度となく出向いて、また、向こうからもお見えにはなりましたけれども、出向いて埋め戻しをお願いといいますか、当時そういった、口頭で約束しておりましたので、それを行ってくれということで、先方に幾度となく出向いて交渉をしたところでございます。

以上でございます。

議 長 (西 日出海 君)

4 番。

4 番 (永安 文男 君)

井戸を何らかの形で利用したいという町のそのときの気持ちといいますか、井戸を何らかの形で利用して温泉施設を地域活性化のために生かしたいというようなことであったということで今確認とれましたので、やはり、いろんな努力をされているということがわかりましたので、その努力が実らなくて今の時点になっているということで、だから、私がお尋ねしたのは、そ

の当時解決というところでの努力をどの程度一生懸命されたということでの確認ということでございましたので、以上で質問を終わります。

議 長（西 日出海 君）

3 番。

3 番（寺崎 俊男 君）

私が聞きたいことはほとんど皆さん聞かれましたので、質問ではないんですけども、全体的なこととして感じましたことが、「チャンスはピンチの顔をしてあらわれる」ということ言葉があります。執行がこのピンチをどうチャンスに変えるのかなというのを議会側の一人として見届けたいなというぐあいに思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

1 番。

1 番（福田 喜義 君）

今までの 8 回の裁判があつて結論が出らんということで、和解勧告が裁判所のほうから出ていますので、これを何年も伸ばしても経費がかかるばかりで、やっぱり今月いっぱい裁判所からの要望で和解をしたらどうかということが出ていますので、私は、その意味で早く決着をつけ、そして、佐々町の有効活用として、一番いい所に土地がありますので、今後の佐々町の発展のためには、早くこういう解決をつけて進んだほうがいいと思いますので、それだけです。

議 長（西 日出海 君）

ほか、皆さんそれぞれ質疑、あるいは意見等はいただきました。ここで質疑を終結したいと思います。

これから討論を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

提案された和解提案について反対討論をいたします。

理由を申し上げます。

そもそも提訴の目的は、埋め戻しを求めると、そして明け渡しを求めるということでありますから、それも相手方の費用によってするというところでございましたので、当初の目的、提訴の目的を達していないということと翻って、役場の仕事ということの基本を考えると、最大のミスは、どなたも指摘されましたけど、契約書を結んでいなかったということが最大のミスであり、この過誤は埋めることができないものであります。

どんなに時間がたっても、このミスを犯したということについての町の行政上の過失は大きな穴としていつまでも残るということは間違いないところであります。

役場が仕事をする上で、基本中の基本を怠ったということは明らかであります。こういうミスがなければ、町有財産を奪われるかもしれないという恐れは、招くことはなかったわけですので、そのことについてはしっかりと認識をしていただきたいということで、契約書を交わしていないで法律行為を行ってきたということについては、大きな大きなミスがあろうかと思えます。

そして、当初の目的を達成していないのに、なぜ 500 万ものお金を払わないといけないのか、これから先に生じるであろういろんな埋め戻しのための費用、それから、裁判のために要した

費用、これから予算上計上されてくる、可決されれば計上されてくるかと思いますが、そうなるさらなる費用負担を町民の皆さんにお願いしなければならないという事態は痛恨の極みであります。

このことについては、和解提案をする前に、役場の内部でどのようにこれを教訓とするかということを確認に示さないままに和解提案を議案としてこの場に提出されたということ、そのことも私は決して許されることではないと思います。

以上、反対討論をいたします。

議 長（西 日出海 君）

ほか。8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

賛成討論を行います。

裁判所の主な意見として、失敗したことを考えていなかったと、それから、契約書がなかったということが一番問題であったということは、裁判所、裁判官の方もここに明記してあるとおりでございます。

ただ、これが19年から始まりまして、お話がありまして、それから2年で掘削が始まった。そして、最終的には2年後に出なかったと、ところが22年から今までずっと停滞、あそこの立派な土地が停滞しておる、裁判所が言われるとおり、何回でも裁判しても各自負担ということになっている。和解の事項として「各自負担」ということになっております。

お互い、町とすれば、町長が言われるように、土地の有効利用、それを考えて今後やっていくべきじゃないかということで思っておりますので、賛成といたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかはありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第37号 訴訟上の和解に関する件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

— 日程第 3 議案第38号 道路認定変更に関する件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 3、議案第38号 道路認定変更に関する件を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第38号 朗読）

中身につきましては、建設課長をもって説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

今、町長のほうから提案を説明されましたけども、資料として1枚つけさせていただいております。

この資料のほうをごらんいただきたいと思いますが、中央海岸線から西のほうに向いている町道中央海岸線4の3ということで町道認定しておりますけども、起点が中央海岸線のほうからなりまして、終点からこの青色で示しております変更前の終点が、ちょうど松浦鉄道の線路敷地の境界の所までで終点としている道路でございます。

今回、提案理由にもありますように、中央保育所の民営化の検討がなされておまして、財産処分が予定されておるところでございます。昨日、公園の位置の変更とも関連いたしますけども、民営化による土地利用が変わりますので、そこまで町道を、赤で示しておりますように終点を持っていきたいということで、延長が変更前で167.6メートル、変更後234.2メートルということで考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。7番。

7 番（須藤 敏規君）

変更の件で関連した質問なのかもしれませんが、変更後の道路がそこまでと、赤であります終点の所でございますけども、水道管の配列についてお尋ねしておきたいんですけど、向こうが民有地になれば水道管の配置はどのような形になっていくのか。今は町の水道管が保育所まで行っていると思うんですけど、口径などはどのように変わっていくのか、後のことかもわかりませんが、お尋ねしておきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

中央保育所への水道管につきましては、中央海岸線、今の道路認定の変更の路線から中央保育所のほうには配管がされておらず、遊技場と民家の間に、町道ではございませんけど、町有地の道路がございますので、その部分で配管がなされているという状況になっております。

一応、取扱上は今のところ水道施設ではなくて、あくまでも行政財産のいわゆる中央保育所のほうの財産という形で整理がなされておりますけど、民営化後は今のところ、町の政策では民営化という部分がございますので、その分を勘案しまして水道管のほうで将来的には管理をしようかということで、今のところ考えるところでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

8番。

8 番（淡田 邦夫 君）

産業建設文教委員会の中で、課長のほうから道路認定変更ということでお聞きをいたしました。委員会のときに質問をしたんですけども、ここの駐車場、今までが保育所ですか、何台かずっととめられたんですけども、今後どういうふうになるんでしょうかというお尋ねをしましたがけれども、この件について、どういうふうになるのか。もしも検討をしておられれば、よろしくお願ひいたします。

議 長（西 日出海 君）
建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

すみません。御質問の内容でちょっと把握できないところがありますので、御確認させていただきたいと思いますが、今おっしゃった駐車場というのは、保育所の。

議 長（西 日出海 君）
8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

そうです。保育所使用の場合。保育所の中にもう全部入ってしまっされてされるのか。今まで中央保育所の遊戯会とかなんとかで見ておった場合、あれだけのことでずっと駐車しておりまして、今までどおりで、あとは民のほうでされるもんですから、教育委員会か、あそこはどこかな、住民福祉課のほうでされるかわかりませんが、今後駐車場に関してどういうふうになるのか、それをお伺い、道路のほうにとめていくのか、そこら辺のところをお伺いしたかったもんですから。

議 長（西 日出海 君）
建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

今予定されている財産を処分した後の、財産処分の中での駐車場利用のことではなくて、最終的には手前の公園が残るわけですけども、その公園の敷地内、もしくは、今提案しています道路の認定変更後で町道となりますので、そこあたりの中での駐車のことについてのお尋ねでよろしいですか。はい。

まずもって、道路認定変更を今、御提案させていただいておりますけども、基本的には道路上の駐車は御遠慮いただきたいと思いますが、これは当然行きどまりのところでもありますし、そこあたりのことが許容されるかどうかは、なかなか私もこの場では判断できませんが、ただ、これまで中央保育所で運動会等が行われていた際には、手前の公園等にも一時父兄の方の駐車をされていた現状がございます。

ですから、そこあたりは公園の使用の状況、基本的には都市公園に当然今回、昨日変更をさせていただいておりますので、公園を駐車場に使うということは、基本的にはないだろうと思っておりますので、そこあたりの御父兄の方の車の駐車等については、周辺の駐車可能などでの御利用等をお考えいただくことになろうかなということで考えております。

議 長（西 日出海 君）
よろしいですか。ほかはありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

先日の公園条例のときにも申し上げましたけれども、保育所の民営化には反対との意見を持っております。その前処理のための道路認定変更でありますので、反対いたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかはありませんか。8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

この保育所、幼保一体化ということで、今後、交付金というのが出なくなる。そして、民間のほうには出るということで、いろいろ財政的にも考えた場合には、こういうことが必要ではないかということで、賛成討論といたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかはありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第38号 道路認定変更に関する件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

これより休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

なお、休憩後協議をいたしますので、議員控室にお集まり願いたいと思います。12時まで。

（11時41分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第 4 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 —

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第4、議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。

執行部の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第39号 朗読）

10ページに履歴書等を添付しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

議 長（西 日出海 君）

補足は税務課長補佐ないですか。はい。

お諮りします。質疑、討論を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。質疑討論を省略します。

これから採決を行います。議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

— 日程第 5 議案第40号 平成28年度佐々町一般会計補正予算（第 1 号） —

議 長（西 日出海 君）

日程第 5、議案第40号 平成28年度佐々町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第40号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますのでよろしくお願ひ申しあげます。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

1 ページをお開きください。第 1 表歳入歳出予算補正、歳入のほうからでございます。

11款分担金及び負担金補正額125万円、計 1 億949万4, 000円。1 項負担金、補正額、計ともに同額でございます。

14款県支出金、補正額122万円、計 5 億436万6, 000円。2 項県補助金、補正額106万6, 000円、計 2 億1, 815万2, 000円。3 項委託金、補正額15万4, 000円、計3, 206万2, 000円。歳入合計、補正額247万円、計58億6, 447万円。

歳出に参ります。

2 款総務費、補正額883万5, 000円、計 6 億2, 401万5, 000円。1 項総務管理費、補正額868万1, 000円、計 5 億1, 558万7, 000円。5 項統計調査費、補正額15万4, 000円、計86万2, 000円。

6 款農林水産業費、補正額158万5, 000円、2 億1, 047万6, 000円。1 項農業費、補正額158万5, 000円、計 2 億715万9, 000円。

10 款教育費、補正額 38 万 9,000 円、計 5 億 9,223 万 9,000 円。1 項教育総務費、補正額 5 万 8,000 円、計 9,391 万 5,000 円。2 項小学校費、補正額 32 万 4,000 円、計 1 億 6,186 万 2,000 円。5 項社会教育費、補正額 7,000 円、計 1 億 1,211 万円。

14 款予備費、補正額、減額 833 万 9,000 円、計 2,455 万 7,000 円。1 項予備費、補正額、計ともに同額でございます。

歳出合計、補正額 247 万円、計 58 億 6,447 万円でございます。

2 ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては割愛させていただきます。

3 ページをお開きください。主なものということで、歳入で御説明いたします。

上の 11 款分担金及び負担金でございます。1 目総務費負担金でございますけれども、これは歳出のほうも兼ね合いますけれども、木場町内会の集会所に係ります町内会集会所改修工事地元負担金でございます。125 万円でございます。

14 款の県支出金の上の 4 目農林水産業費県補助金につきましては、県の支援事業名の変更等がございまして、輝く園芸産地実現緊急支援事業費補助金の減額 1,331 万 4,000 円と、未来を創る園芸産地支援事業費補助金プラスの 1,408 万 1,000 円の増額がっております。

それから、歳出のほうに参ります。4 ページをごらんください。2 款総務費の 6 目企画費で、22 節補償、補填及び賠償金ということで、土地明渡等請求事件解決金 500 万円を計上させていただいております。これは本日の 37 号議案で御承認いただいた解決金でございます。

それから、5 ページをお開きください。6 款農林水産業費の 8 目農地費につきましては、地すべり県営事業負担金ということで 60 万円上がっておりますが、これは木場地区の自然災害防止事業の負担金ということでございます。

それから、次の 6 ページでございますけれども、10 款教育費、2 目少年健全育成事業費で、委託料の減額 60 万円が、次のページの 19 節の負担金補助及び交付金ということで、同額で上がっております。これは、県の補助事業として採択をされましたことから、委託料から負担金という形で組み換えを行ったものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

各課で補足説明はないですね。産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

すみません。お手元の資料、予算書の 5 ページをごらんいただければと思うんですけども、6 款農林水産業費、1 項農業費、5 目の農業振興費ですけれども、98 万 5,000 円の増額というふうになっております。

先ほど企画財政課長のほうから、総務理事のほうからもお話がありましたけれども、名称の変更というのもありますけれども、今回補助事業を取り組むに当たっての実測をした段階で面積の増、それと、労務単価の引き上げ等がございまして、一部増額をさせていただいております。

それから、下の 8 目農地費ですけれども、60 万の補正をさせていただいております。

先ほど御説明があったように、木場地区の防災に係る事業の負担金なんですけれども、これにつきましては、木場の地すべり防止区域の関係で、27 年度までの実施完了予定ということで調査を進めておりましたけれども、27 年度中に若干のその調査の中で、月に 1,000 ミクロン、それを超えての調査結果が出たということで、8 回の観測を行ったうち、そのうち 5 回が月 1,000 ミクロン以上の観測がなされたというふうなことで、もう 1 年だけ調査を引き続きやるということで県のほうから連絡がありましたので、28 年度までの予定で調査をするということで今回補正をさせていただいております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

先ほどの企画財政課長のほうから歳出のほうで説明がございました 6 ページ、7 ページにかかります長崎県青少年劇場開催負担金に伴います歳入につきましては、3 ページを見ていただければと思うんですが、14 款の県支出金、2 項の県補助金、7 目の教育費県補助金、2 節の社会教育費補助金なんですが、これにつきましては、当初予算はまだ見込めてなかったものから、一応採択をされましたのが、ことしに入りまして 4 月 4 日ということです。

それと、県の補助金の決定が 5 月の 16 日付ということでしたので、今回の補正に至ったわけでございます。

それから、すみません。歳出のほうをお願いいたします。

歳出の 10 款教育費、2 項の小学校費、1 目の佐々小学校管理費の中の備品購入費でございます。32 万 4,000 円が学校用備品ということで、佐々小学校のほうで上がっておりますけども、本件につきまして、学童保育用の教室を求めておったわけです。

この理由といたしましては、毎週火曜日に現在使用しております給食室前の 1 階の多目的室を利用するようになっていたんですが、そこはエアコンがもともとついておる部屋でございましたけれども、毎週火曜日に放課後学習をそこで児童が行っておる関係上、学童保育に支障があるということで、ずっと教室のほうを模索しておりました。

今回、協議の結果、図書室のほうを利用するというので、学童保育に近い部屋でもございます。ここにエアコンを設置させていただくということで今回の補正に至ったものでございます。

それから、補正額については小さいんですが、10 款の教育費、5 項の社会教育費、1 目の社会教育総務費でございます。7,000 円の防火管理者資格講習受講料が今回に至ったものでございますが、人事異動に伴いまして資格者がいなくなったものから、今回職員が受講するというので、今回上げさせていただいたものでございます。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）
ほかないですね。教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

すいません。訂正させていただきます。

先ほど「図書室」と言ったんですが、「図工室」の間違いでございます。佐々小学校の学童保育に近い部屋でございます。申しわけございません。

議 長（西 日出海 君）
ないようですので、質疑、討論、採決の順に進めます。
これから質疑を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

3 つほどお尋ねします。共通するのは、当初予算が決まってから 2 カ月と少ししかたたないのに、予算があちこち計上をされているものから、解せないのお尋ねいたします。

4 ページの町内会集会所改修工事、木場町内会ということですが、これは当初予算からいくとどうなんですか。今の時期にこれが必要だということであれば、当初予算には当然反映されておるべきだと思うんですが、改めて補正予算でここが出て、緊急にどうしてもこの 6 月の補正予算でやらないと対応できないということなんですか。理由をお示しいただきたいというふうに思います。

それから、いま一つは、差し引きで、補正そのものは金額は小さいんですが、輝く園芸産地と、それから、未来を創る、名前は随分仰々しいんですが、中身は同じなのか。それとも違うんですか。そのあたりについて、歳入と歳出のところで出ているんで、いま少し詳しい説明をいただきたいというふうに思います。

それから、青少年の開催の分についてはわかりました。

それから、全体として予備費対応ということになっていますけれども、これは、まだ本年度の税収等が確定していないというのはどういう意味かわからない。税収等の関係で、今回は予備費対応でじゃないと財源がないというふうに理解したんですが、そのことについて説明をいま少し詳しくいただきたいと思います。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

4 ページの財産管理費、3 目 15 節の工事請負費の 250 万でございます。この町内会の改修工事につきましては、当初予算にのせるときの要望では上がっておりませんでした。

その後、木場町内から要望がございまして、6 月の補正ということで上げるのは難しいということでお話しておりましたけれども、補正予算が上がれば上げさせていただきますと、できるだけ早いうちに、梅雨前には、夏に間に合うように入れたいという地元の要望もありまして、今回 6 月の補正予算に計上させていただきました。

金額については、2 分の 1 の助成ということになっておりまして、この金額を上げさせてもらっています。

金額につきましては、町内会に設置するのはマックスで上げております。詳しく町内会と協議する中で、今度内容が決まってくると思いますので、一応町内会で最高額で予算は計上させていただいております。その分の歳入の受けが、3 ページになりますけれども、125 万、町内会集会所改修工事地元負担金というふうなことで上がっております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

次は産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

5 ページの名称が変わった部分の事業ですけれども、内容的には全く変わってはおりません。2 つの事業がございまして、一つはイチゴ夜冷施設の導入ということになります。もう一つが、イチゴの高設のベンチの導入ということになります。

イチゴの夜冷施設の導入につきましては、3 棟の 3 台ということで、3 戸の農家が参加されます。これは佐々町の農家ということになります。

イチゴの高設ベンチの導入につきましては、面積的には 44 アールということですが、4 戸の農家が参加されます。そのうち佐々町の農家は 2 戸ということで、窓口が農協単位にな

りますので、今回は佐々町が窓口で、2 戸は佐世保市の方が参加されて、補助金の受け入れが佐々町ということになります。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

予備費についてのお尋ねですけれども、今回、歳入の要求が249万円、それから、歳出要求額が1,080万9,000円ということで、差し引きの833万9,000円が財源不足という形に今回はなっているところですが、ほかに歳入予算がなければ基金を取り崩すとかというのもするしか方法はございませんが、今回は予備費の部分で当初予算で3,200万ほどございましたので、その予備費で調整をさせていただいたというところでございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

後ろのほうからいきます。

そうすると、予備費の対応はこれで、私が考えているような税収が今年度、28年度の対応の税収がまだ間に合わないというようなふうに見たときに思ったんですが、税収があれば予備費で対応をしなくてもできるんだろと思うんですが、そのあたりどうなんですか。当初予算の分で十分対応できる範囲でもないんですか。

どういう仕掛けで予備費を今使わないかんのかがよくわからないんです。具体的に税収、その収入、歳入が見込めないということで予備費で対応をするということになるのかどうなのか、お尋ねをいたします。十分に理解できるように説明していただけたらというふうに思います。

それで、いま一つは、輝く園芸と未来を創る、まったく中身が一緒だということにしては金額が違います。やっぱり中身違うんでしょ。ほぼニアイコールなんだけども、中身が違いますという、そういう内容。これは皆さんの責任じゃないと思うんで、国のところでひょっとしたら担当課長が変わったんじゃないかなと思って、そのせいで名前が変わったんじゃないかなと思います。後ろのほうは冗談ですが。

いまひとつ中身の内容について、いま少し説明していただいて、同じ事業だということについての説明をきちりとしていただけないでしょうか。

それから、町内会の集会所の部分について、これは急ぎということではわかるんですが、詰めは今からということなんでしょうか。現地での要求は具体的になっているんじゃないかなと思いますけれども、説明では今から詰めていくというようなふうには聞こえたんですが、現地では十分に詰められているんだろと、その上での要求だろうというふうには私は理解していますし、したいところなんです。そのところについてはちょっとそごがあるとしたらぐあいが悪いだろうと思いますので、改めていま一度説明を求めます。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

集会所につきましては町の施設ということになりまして、地元から要望があれば、町が整備するようになります。建物については 3 割負担、物品については 2 分の 1 負担を町内会にお願いしてもらっています。

町のほうで発注いたしますので、発注前に仕様については町内会と協議が必要になってくるというふうに考えております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

すいません。私の説明が不足していたかもしれないんですけども、先ほど言いますように、名称は変わってはおりますけども、事業内容的には変わっておりません。ただ、事業の規模が、先ほどイチゴのベンチのところで 44 アールという話をしましたけども、実際に予算要求時点で、佐世保市の方の面積の要求部分が 2 アール増えたということだというのがまず 1 点の理由です。

もう 1 点は、3 月に労務単価が改正されたということで、その内容が 2 点目ということになります。それで今回増額ということですよ。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどの予算の補正の関係でございます。税のことでお話がありましたけど、この税についてはまだ確定ができないわけです。当初予算である程度見込みで予算を立てているということで、これはある程度入ってこなければ、決算、目標でなければなかなか税の確定は難しいわけでございます。

先ほど理事が申しましたように、6 月の場合はほとんど補正というのはやらないわけでございますけど、やはり緊急の場合と、それから、補助金関係が後になってわかった場合、補助金とか何か国が決定した場合とかありますので、6 月、やむを得ず補正をしたということで、その対応の足りない分については、町としましては現状いつも予備費を対応させていただいております。もし金額がものすごく大きいということが緊急出た場合は、基金を取り崩すなり、そういうことをやっていくということで、これが、予備費がこれだけありますので、今回は予備費で対応をさせていただいたということでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

質問と答弁が食い違っていたんで改めてお尋ねします。

総務課長にお尋ねするんですが、私がお尋ねしたのは、現地の要求はしっかりと固まっているけれども、金額の詰めとか、そういったものがまだ十分じゃないということなんだというふうに思ったんですが、そういったこともこれから先の話。

そうすると予算というのはどうなんでしょうか。先にとっておくということが是か非かとい

うのはあろうかと思うんですが、それについては町長なり課長なりが説明されるでしょうか。答弁してください。

議 長（西 日出海 君）
町長、答弁どうぞ。

町 長（古庄 剛 君）
これが町内会長会というのが3月下旬にあると思っております。今年度の、例えば今、この町内会が今回、早くしたいということでございます。

これはエアコンの工事です。エアコンを早くつけて、集会所の皆さん方の利便を図るということが多分要求があったと思いますので、そういうことで今回6月に補正をさせていただいたと、早急にする必要があるということで、町内会からもそういう要望があったということで今回上げさせていただいたということでございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

議 長（西 日出海 君）
ほかはありますか。7番。

7 番（須藤 敏規 君）
4ページと5ページでお尋ねします。

先ほどの議案第37号の和解の件で、和解が成立した場合の支払いはどこからということでお尋ねして、回答がなかったもので、今わかりました。公費のほうから出すということでございますね。

その確認と、それから、5ページのほうに地すべり県営事業の負担金というのが60万ほど上がっているんですけども、これは県が独自で佐々町内を回って調査していかれるものか、それとも東部地区に、栗林の上部のほうに選挙のときいろいろ回ったんですが、たるみがある道路が何カ所かあるんですけど、それは地すべり地区じゃないかと判断してるんですけど、そういう所は町として県のほうにお願いするということはないのか。

それともあの状況での道路で支障がないと判断されているのか、町長は場所を御存じだと思いますけども、そこら辺をお尋ねください。

議 長（西 日出海 君）
産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

まず、今回の分につきましては、これまで県のほうが木場地区の調査をしておりますので、その木場地区の調査を21年度からずっと調査をされているんですけども、27年度までの調査で完了予定だったけれども、27年度中の若干の動きが観察されたので、1年延長をしたいということでした。

今、7番議員さんの御質問につきましては、明確な答えは、ここではなかなかできかねますけれども、戻りまして県のほうとも今後の東部地区の地すべり地域の対応については話をさせていただきたいというふうに思います。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど須藤議員さんが申されましたように、地すべり事業というのは、県の事業で今、ずっとやっているわけです。それで、県のほうに町としてお願いするというので、それで負担金は出すわけでございますけど、栗林の先のお話がありました地区についても県のほうで監視といたしますか、そういうのは行っています。どれくらいの差があるのかというのはいつも監視をしているということで、私のほうはそういう報告を受けております。

議 長（西 日出海 君）

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

県のほうで監視をしているということであれば、今のところ支障がないということで、道路のたるみについてはいかにお考えでしょうか。改修をしなくちゃいけないと私は思っておるんですけども。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

確かに段差がついている所があるわけでございます。これについては町道としてどうするかという、県が工事をしてくれるのかどうかというのは、確かに話し合いをしなければならぬと思っていますので、これについては早急に県と協議をしてやっていきたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

ほかはありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

6 目企画費の土地明渡請求事件の解決金ということについては、37号議案でも申し上げておりましたように、町が負担するという事はしかねるということでございまして、それ以外のことについては、質問をしたことについては、回答をいただきましたことについては理解をいたしました。しかし、この分についての町の負担、町が出していくということについては納得をしかねます。反対いたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかはありませんか。7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

先ほどの37号議案の中で、支払いは、まずは公費から支出するというので、まずやむを得

ないだろうと思います。その後につきましては、和解が解決した後に対応をするという答弁をいただいておりますので、その方向で、この支出についてはやむを得ないものと判断いたしまして、賛成といたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかはありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。

議案第40号 平成28年度 佐々町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

— 日程第 6 議案第41号 平成28年度 佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） —

議 長（西 日出海 君）

続きまして、日程第 6、議案第41号 平成28年度 佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第41号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

それでは、議案第41号の御説明をいたします。

1 ページめくっていただきまして、第 1 表歳入歳出予算補正、歳入、補正額ゼロ、計の 6 億 8,800 万円。歳出、1 款総務費、補正額 100 万円、計の 2 億 4,877 万 8,000 円。1 項総務管理費、補正額、計とも同額でございます。

4 款予備費、補正額、減額の 100 万円、計の 1,151 万 9,000 円。1 項予備費、補正額、計とも同額でございます。

歳出合計、補正額ゼロの 6 億 8,800 万円となっております。

濟いません。一番最後のページをお願いいたします。歳入のほうにはございませんので、歳出だけの組み換えという形になっております。

3 款のポンプ場管理費と 4 款の処理場管理費にそれぞれ長寿命化対策の修繕計画調査業務委

託料ということで組ませていただいておりますが、これを総務管理費のほうで組み換えまして、名称も「下水道ストックマネジメント計画調査業務委託料」となっております。

これにつきましては、当初、国の補助をいただいて、補助事業ということで長寿命化対策を計画しておりましたが、国のほうの補助のほうが変わりまして、4月1日からストックマネジメントの支援事業という形に変わっておりますので、このような形で補正をさせていただいております。

内容につきましては、長寿命化というのが、個々の施設、下水道の、例えば下水道で言えば処理場、ポンプ場、中継ポンプ場、あと管渠とかございますけど、そのおのおのの施設に対して長寿命化計画をつくるというような国のほうの方針でございましたけど、今後、下水道施設一体的に捉えて、各施設、管渠も含めた中でストックマネジメントということで、施設の改修計画と、その調査とか維持管理計画も含めた中でストックマネジメント計画をつくるということで方針が変わっております。

もともと長寿命化計画というのが、施設を改修するために補助をいただくための前提要件ということでなっておりましたので、この部分につきましても今後ストックマネジメントをすることによって改修するときの補助の対象要件となるということで、このような形で組み換えさせていただいているものでございます。

5目の雨水ポンプ場の管理費の100万円、修繕料につきましては、緊急に予算で、当初予算100万円ということで修繕費を組んでおりましたが、緊急修繕が出ていまして、現在のところ執行が全て終わっておりまして、執行残のほうがなくなったということで、今後発生するかもしれない緊急用の修繕に対応するため100万円の増額をさせていただいているものでございます。

予備費については、その部分で調整させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。9番。

9 番（仲村 吉博 君）

今の説明では、下水道ストックマネジメント計画がないと、これからの国の補助金とか、そういった支援が期待できないとか、これが計画そのものがないと国のお金の要求はできないということなのではないでしょうか。だから、国のお金を引き出すためには、これは必須の計画であるということで理解していいのでしょうか。

それとあわせて、ストックマネジメント、おおよそわかるんですけども、もうちょっとイメージを膨らませてもらうような説明をしていただけませんか。

議 長（西 日出海 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

すみません。まず、補助金をもらうために対して前提条件ですかという部分につきましては、そのとおりでございます。

長寿命化とストックマネジメントがどう違うかという部分を朗読させていただきます。

長寿命化計画というのは、施設の点検、調査結果に基づきまして、長寿命化を含めた施設の改築対策内容、その時期等を定めた計画、個々の施設に対して。例えばポンプ場だったらポンプ場、処理場だったら処理場ということで、その機械等の更新計画とかなんかを定めていく

計画という形になります。

長寿命化対策というのは当然御存じだと思いますけど、ライフサイクルコスト、例えば、耐用年数が30年の機器を、この部分を一時的に変えることによって35年とかいう形で延ばして、その施設のライフサイクルコストを延ばすという部分が長寿命化という形になります。

ストックマネジメントは、その長寿命化計画で行う各施設の改修計画に加えて、施設ごとのリスクを消化しまして、下水道施設全体の施設に優先順位をつけて長期的な下水道施設全体の改修計画を策定するものという形になりますので、今までは、上げている分につきましては、個々の施設に対して長寿命化計画をやっていきますよという町の方針で参っていましたが、これからは下水道施設全体を見据えた中で改修計画をつくって、そこに費用等の投資をどういう形でやっていくかというような計画をつくるということでございます。よろしく願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかはありませんか。7番。

7 番（須藤 敏規 君）

なかなか私もイメージが沸かんもんですから、例えば27年度に長寿命化計画を立てられております。雨水ポンプ場。その中で修繕料が当初100万とおっしゃいました。その長寿命化計画に基づく100万を28年度予算で出されておるのか。さっき緊急的なものとかなんかもおっしゃったんですけど、27年度に長寿命化計画が1,500万以上かけてつくっておられると思うんですけど。

そうした場合、この雨水ポンプ場は長寿命化計画でつくっておられる。上のポンプ場管理費と処理場管理費は、ストックマネジメント計画でつくられるということになるんですね。

そうした場合、去年、27年度つくったのはどがん位置づけになっていくのか、教えていただければ。

議 長（西 日出海 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

すいません。その部分の説明を忘れておまして、当然昨年、長寿命化計画ということで、小浦の雨水ポンプ場のほうを建設課のほうでつくられておりました。その部分についてどうなのかということで、国のほうが方針を変えましたので、先ほど言いましたように、長寿命化計画も改修するために補助金をもらうための前提条件として、そういう計画が必要ですよという形になっておりました。

それにつきましては、5年間ですから、28、29、30、32年まで長寿命化計画に乗っていれば、その部分に対しては、改修をやる場合については、その補助が対応となるという形になっておりましたが、この部分については、ストックマネジメントにつきましては、今度は下水道全体の計画を見ますので、下水道施設というのは、雨水のポンプ場も含まれます。

ですから、その中に今度取り込んだ中でやっていくという形になりますので、今後、例えば5年間のうちの小浦のポンプ場を改修するという場合は、長寿命化計画をことしつくって、最終的には長寿命化計画で国のほうに申請して、その計画の中にこの改修がのっていますから補助金をくださいよという形になりますが、その後につきましては、例えば5年後、32年以降にする小浦雨水ポンプ場の改修計画については、今回のストックマネジメントの計画の中に一体的にのせて改修をやっていくという形になります。

ですから、昨年とことし、小浦雨水ポンプ場の長寿命化計画を行いますけど、そちらのほうも取り込んでいくという形になりますけど、内容的にはダブっているところがございますので、その部分は当然費用的には、ストックマネジメント計画の費用が若干安くなるという形で考えていただければと思っております。

議 長（西 日出海 君）

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

ということは、28年度、先ほど修繕料を組まれたのは、27年度につくった修繕計画の計画が入っていない修繕料ということですね。

本来、計画がのっておれば補助金がもらえますので、やはりそれに則ってしていかなくちやいけませんですから。

わかりました。

議 長（西 日出海 君）

町長。

ほかはありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第41号 平成28年度 佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより15分休憩いたします。

（13時41分 休憩）

（14時09分 再開）

— 日程第7 選挙第1号 佐々町選挙管理委員会委員（4名）の選挙について —

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、選挙第1号 佐々町選挙管理委員会委員（4名）の選挙についてを議題とします。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推

選にしたいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。指名の方法は、議長が指名することで異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。
事務局長に朗読をさせます。事務局長。

議会事務局長（中村 義治 君）

（選挙第 1 号 朗読）

議 長（西 日出海 君）

お諮りします。ただいま議長が指名しました 4 名を当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。ただいま指名しました西尾弘毅君、福田節子君、児山日出雄君、宮崎
榮長君。

以上の方が佐々町選挙管理委員会委員に当選されました。

— 日程第 8 選挙第 2 号 佐々町選挙管理委員会委員補充員（4 名）の選挙について —

議 長（西 日出海 君）

日程第 8、選挙第 2 号 佐々町選挙管理委員会委員補充員（4 名）の選挙についてを議題と
します。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推
選にしたいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。指名の方法は、議長が指名することで異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。
事務局長に朗読をさせます。事務局長。

議会事務局長（中村 義治 君）

（選挙第 2 号 朗読）

議 長（西 日出海 君）

お諮りします。ただいま議長が指名しました 4 名を当選人に定めることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。ただいま指名しました第 1 順位、中嶋勝代君、第 2 順位、山本邦夫君、第 3 順位、福野雅美君、第 4 順位、横田博茂君。

以上の方が順序のとおり佐々町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

— 日程第 9 発議第 1 号 議員の派遣について —

議 長（西 日出海 君）

日程第 9、発議第 1 号 議員の派遣についてを議題とします。

事務局長に朗読をさせます。事務局長。

議会事務局長（中村 義治 君）

（発議第 1 号 朗読）

議 長（西 日出海 君）

お諮りします。発議第 1 号 議員の派遣については、原案のとおり派遣することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり派遣することに決定しました。

先ほど議員の派遣についてということで議会運営協議会を開催しており、これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。議員の派遣についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

— 追加日程第 1 発議第 2 号 議員の派遣について —

議 長（西 日出海 君）

追加日程第 1、発議第 2 号 議員の派遣についてを議題とします。

事務局長に朗読をさせます。事務局長。

議会事務局長（中村 義治 君）

（発議第 2 号 朗読）

議 長（西 日出海 君）

お諮りします。発議第 2 号 議員の派遣については、原案のとおり派遣することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり派遣することに決定しました。

— 日程第10 閉会中の所管事務調査 —

議 長（西 日出海 君）

日程第10、閉会中の所管事務調査に入ります。

閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付しています案件について、調査の申し出があつています。

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務の調査を行うことに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、別紙委員長申し出のとおり、閉会中の調査を行うことに決定されました。

以上で、平成28年6月本定例会に付されました案件は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、閉会に当たり一言お礼を申し上げます。

平成28年の6月議会が6月14日から開催いたしまして、本日までということで、皆さん方には全議案につきまして認定をいただきまして、ありがとうございました。いろいろな問題が山積している中で、こういう議決をしていただきましたことに対しまして、心から御礼を申しあげたいと思っております。

我々も今後とも一生懸命職員以下、勉強しながら、今後もまた地方事務に携わりたいと考えておりますので、皆さん方におかれましては今後とも、どうぞ御協力をよろしくお願い申し上げます。

それから、梅雨で大変雨も多くなってきました。そして暑くなるわけでございます。皆さん方にも体には十分気をつけられまして、我々も災害等に気をつけて住民の安全・安心を守るために今後とも頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

議 長（西 日出海 君）

私のほうから一言お礼を申し上げます。

3日間の予定で6月定例会を開催させていただきました。予定どおり終了いたしますことに心から感謝を申し上げますとともに、この定例会では実に難しい問題もございました。また、閉会後もまた難しい問題が出てまいるように思っております。今後とも皆様方の御協力をいただきながら町政に邁進したいというふうに思っています。まことにありがとうございました。

以上で、平成28年6月第2回佐々町議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

(14時20分 閉会)